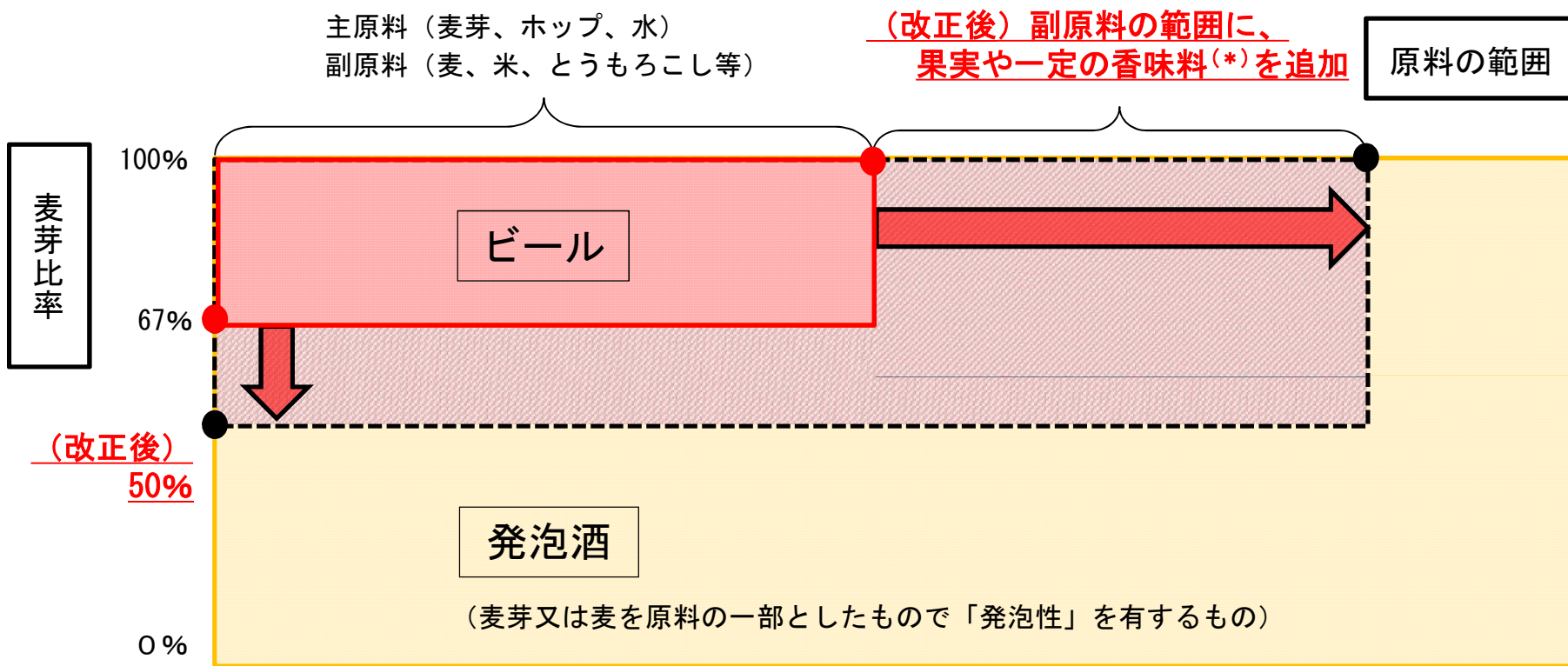


最近のトピックス

ビールの定義の拡大

○ 地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月に、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実(果肉・果皮)や一定の香味料を少量用いている商品を、ビールの定義に追加する。

(注) 上記の追加副原料の重量は、麦芽の重量の5%までとする。

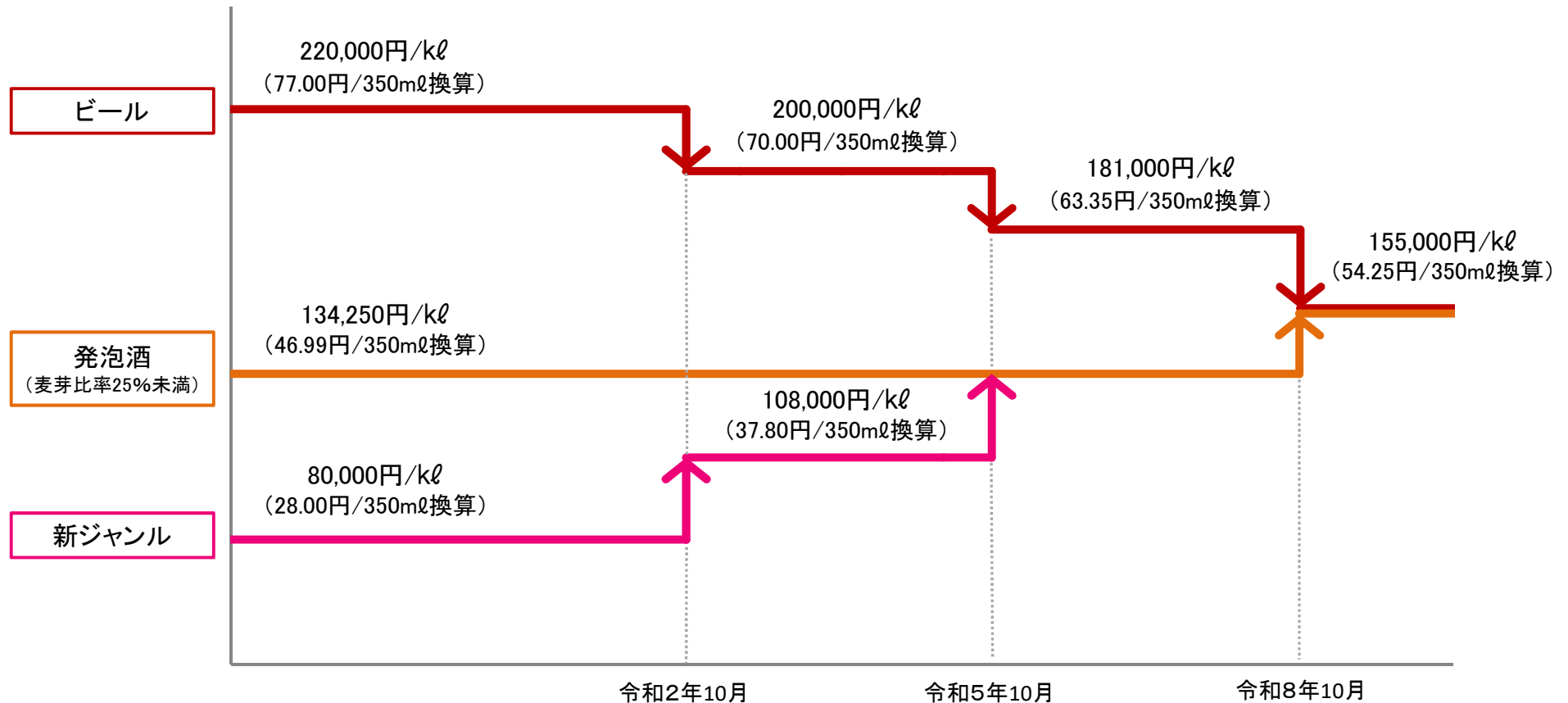


(*) 一定の香味料とは、ビールに香り又は味を付けるために使用する、以下の物品をいう。

- | | | | |
|--------------------------|----------------------|---------------------|------------------|
| ①果実 | ②コリアンダー・その種 | ③香辛料(胡椒、山椒等) | ④ハーブ(カモミール、バジル等) |
| ⑤野菜 | ⑥そば・ごま | ⑦含糖質物(蜂蜜、黒糖等)・食塩・みそ | ⑧花 |
| ⑨茶・コーヒー・ココア (これらの調製品を含む) | ⑩かき(牡蠣)・こんぶ・わかめ・かつお節 | | |

税率構造の見直し(ビール系飲料)

- ビール系飲料の税率については、令和8年10月に、1kℓ当たり155,000円(350mℓ換算54.25円)に一本化する。
- 消費者の負担が急激に変動することとならないよう、税率見直しは3段階に分けて行い、第1段階は令和2年10月に、第2段階は令和5年10月に実施する。



お酒の地理的表示(GI)とは？

- お酒について「一定の基準」を満たして生産されたことと、「正しい産地」であることを示すのが「酒類の地理的表示(GI)」です。
- 例えば、地理的表示である「日本酒」と名乗るためには、原料の米に国内産米のみを使用(一定の基準)し、日本国内(正しい産地)で製造される必要があります。

酒類の地理的表示の表示方法

地理的表示の名称の一箇所以上に、下記のいずれかの文字が併記されています。

①「地理的表示」

②「Geographical Indication」

③「GI」

※ 地理的表示「日本酒」は、表示しなくてもよいこととしています。

【表示例】地理的表示「東京」の場合



酒類の地理的表示の指定状況 (平成31年3月現在)





レジ袋有料化

Q&Aガイド

毎日の中で
できることから

はじまる、新しいくらしの習慣

2020年
7月スタート



レジ袋有料化 Q&Aガイド

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化がスタートします。
ここではプラスチック製買物袋有料化が実施されるにあたって確認すべき内容をQ&A形式でご紹介します。

Q.1

なぜ、プラスチック製買物袋の有料化をするのか？

A

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。

Q.2

プラスチック製買物袋の有料化はいつから？

A

2020年7月1日から全国一律で開始します。ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。

Q.3

提供するプラスチック製買物袋の価格や売上の使途は決められているのか？

A

価格や売上の使途は制度の趣旨・目的を踏まえて事業者自ら設定してください。（ただし、プラスチック製買物袋1枚当たりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化には当たりません）

Q.4

どのような事業者が対象なのか？

A

プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者です。
法令の対象外の業種であっても自主的取組として有料化を実施することを推奨しています。

【判断ポイント 01 / 小売業を行うか】

対象



主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、事業の一部として小売業を行っている場合も対象。

※小売業とは各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部品・付属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

【判断ポイント 02 / 事業であるか】

対象外



フリーマーケットなど

反復継続性などをもとに総合的に判断。

Q.5

すべてのプラスチック製買物袋が対象となるのか？

A

法令の対象となる
プラスチック製買物袋



消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋

【判断ポイント 01 / 素材】

対象



プラスチック

対象外



紙 布

【判断ポイント 02 / 持ち手】

対象



持ち手がある

対象外



持ち手がない

【判断ポイント 03 / 商品を入れるか】

対象



袋の中身が
商品

対象外



景品 試供品
※表示等により商品と明確に区別されるもの

【判断ポイント 04 / 辞退できるか】

対象



消費者が
辞退できる

対象外



袋が商品の
一部 別の法令で決められたもの
(免税の袋など)

法令の対象外となる
プラスチック製買物袋

以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりませんが、あらゆるプラスチック製買物袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。



01 プラスチックのフィルムの厚さが
50マイクロメートル以上

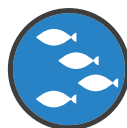
厚さが50マイクロメートル以上の袋は、繰り返し使用することが可能なため、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制につながることから対象外です。

【必要な表示について】

フィルムの厚さが50マイクロメートル以上であり、繰り返し使用を推奨する旨の記載、または記号。

【表示例】

「この袋は50μm以上あり、
繰り返し使用することが推奨されています」



02 海洋生分解性プラスチックの
配合率100%

海洋環境下で分解する性質を持つプラスチックを100%使用したものは対象外です。ただし、その機能については科学的根拠に基づく共通の技術評価手法によって、第三者から認定、または認証を受けている必要があります。

【必要な表示について】

海洋生分解性プラスチックの配合率が100%であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載、または記号。

【表示例】

「この袋は〇〇〇〇機関によって
認証された、海洋生分解性プラスチックの
配合率が100%の買物袋です」



03 バイオマス素材の
配合率が25%以上

プラスチック製買物袋の素材のうち、25%以上がバイオマス素材の袋は対象外です。

【必要な表示について】

バイオマス素材の配合率が25%以上であることが第三者により認定または認証されたことを示す記載、または記号。

【表示例】

「この袋は〇〇〇〇機関によって
認証された、バイオマス素材の
配合率が25%以上の買物袋です」

または





レジ袋有料化をきっかけに、 地球にやさしい社会を

プラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）は、日々の暮らしの中で身近な存在です。

それだけに今回の有料化を通じて、「環境のためにできることはなんだろう」と

考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

たとえば、マイバックを持ち歩く習慣が生まれるなど、

環境のために一人ひとりのライフスタイルに変革を促すことが本制度の目的です。

また、プラスチック製買物袋の売上の用途については事業者自らが判断するものですが、

すでにプラスチック製買物袋の売上の一部を環境保全や社会貢献に活用している事業者も存在します。

消費者だけでなく、事業者の方々もこれからの環境や社会のために

できることを考えるきっかけとして本制度をご活用ください。



レジ袋有料化に 関するホームページ

レジ袋有料化について、より詳しい情報は
ホームページからでも確認ができます。
ぜひ、ご利用ください。

プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン

プラスチック製買物袋の有料化に関する詳細な情報が確認できます。



広報ツール

プラスチック製買物袋有料化を告知するポスターや
チラシ、POPなどをダウンロードすることができます。



説明会について

各地で開催されるプラスチック製買物袋有料化に
ともなう説明会の情報を掲載いたします。

レジ袋有料化 7月1日スタート

検索



レジ袋有料化
お問合わせ窓口

受付時間：9:00～18:15
（土・日・祝日を除く）



事業者向け



0570-000930



消費者向け



0570-080180

財務省

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農林水産省
MAFF

経済産業省

環境省
Ministry of the Environment

買物袋の価格設定における**留意点**

1. 商品との一体価格の表示

商品の価格とプラスチック製買物袋の価格を一体として表示する場合、プラスチック製買物袋の価格が明らかとなるように提示

(例)



+



ハンバーガーセット ￥735
(レジ袋代¥5を含む)

2. 1円以上の価格設定

1枚当たり1円未満の価格設定は有料化には当たらない

(ダメな例)



1枚目 3円



2枚目以降 無料

3. 1枚ごとの値付け

複数枚のプラスチック製買物袋を提供する際、1枚ごとに代金を徴収

(ダメな例)



3枚で5円